平成２１年（フ）第２２７号
静岡県浜松市南区青屋町586番地　Ｋ・Ｉセジュール202
破産者　吉田　雄樹
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地49
破産者　株式会社西村電工
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７０１号
大阪府貝塚市木積1363番地
破産者　株式会社ヤマイチ
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２１４号
大阪府泉佐野市長滝1610番地の２
破産者　有限会社新日本土地
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
大阪府岸和田市八田町210、商業登記簿上の本店所在地和歌山県紀の川市荒見896番地の22
破産者　株式会社アルフ技研
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７号
島根県鹿足郡津和野町寺田864番地
破産者　株式会社クローネ
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第４２６号
岡山県倉敷市宮前458番地
破産者　株式会社中村工務店
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４５４号
北海道旭川市亀吉１条２丁目２番２号
破産者　平間　明鑑
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６１８号
北海道紋別市港町６丁目１番21号
破産者　白幡　喜裕
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
仙台市太白区鹿野２丁目４番25―303号
破産者　太田　宏樹
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２２０号
茨城県つくば市春日３丁目20番地13　ベルメゾン春日201号、開始決定時の住所茨城県つくば市大砂254番地５
破産者　岡部　克明
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２７０号
茨城県つくば市上郷7337番地
破産者　石濱　冨夫
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第４６５号
名古屋市昭和区広路町字石坂28番地の１　ライオンズマンション八事石坂701号
破産者　小坂　忠勝
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２６３８号
愛知県春日井市南花長町13番地14　山吹荘302号、開始決定時の住所愛知県春日井市大手町４丁目12番地14
破産者　多田　秀忠
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６７９号
名古屋市緑区大高町字赤塚11番地の２
破産者　林　　茂
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１４６号
京都府宇治市五ケ庄大林２番地の31
破産者　岡林喜美子
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２０９４号
広島市安佐南区相田１丁目14番20―403号
破産者　野村英次郎
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１５５号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番55―1103号
破産者　児玉　忠男
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１４６号
高知県四万十市中村京町２丁目２番地
破産者　松岡　力弥
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部